

第3期 豊後大野市行政改革集中改革プラン

計画期間（平成27年度～平成31年度）



平成27年3月

豊後大野市行政改革推進本部

〔 第3期 豊後大野市行政改革集中改革プラン 目次 〕

第1	第2期プランの取組と実績	
	1. 行政改革の背景と経過	1
	2. 第2期プランの目標設定	3
	3. 第2期プランの取組と実績	5
第2	第3期プランの位置づけ	
	1. 第3期プランの必要性	15
	2. 第3期プランの計画期間	15
	3. 第3期プランの対象範囲	15
第3	第3期プランの目標設定	
	1. 中期財政見通し	17
	2. 第3期プランの目標設定	20
	3. 基金の活用	21
第4	第3期プランの具体的な取組	
	1. 総人件費削減からの方策	21
	2. 公債費削減からの方策	22
	3. 事務事業の見直しからの方策	23
	4. 歳入確保からの方策	23
	5. 行政組織・機構からの方策	24
	6. 出先機関等の見直しからの方策	28
第5	新たな協働社会の構築	29
第6	計画の進行管理	30
第7	計画策定にあたっての組織等	30
第8	参考資料	
	1. 第3期プラン策定体系	31
	2. 豊後大野市行政改革審議会委員名簿	32
	3. 条例関係	33
	4. 用語の説明	38
	5. 平成26年度中期財政シミュレーション	〔別表〕

第1 第2期プランの取組と実績

1. 行政改革の背景と経過

国の行財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあることから、平成16年12月24日に「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」等の観点を柱とした「今後の行政改革の方針」が閣議決定され、国及び地方を通じてより一層の行政改革に取り組むこととされました。

この方針を受け、総務省では、平成17年3月29日に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を定め、経費節減等の財政効果を中心に平成17年度を起点とし、おおむね平成21年までの行政改革の具体的な取組を市民にわかりやすく明示した計画（「集中改革プラン」という。）を策定し、公表するよう地方公共団体に求めました。

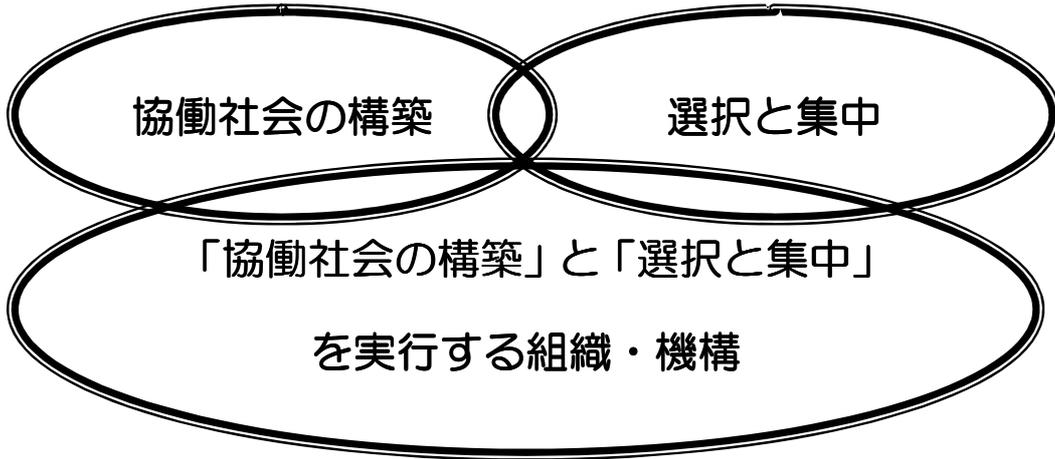
本市を取り巻く背景は、少子・過疎・高齢化及び地方分権改革に伴う多様化、高度化する市民ニーズへの迅速かつ適切な対応が求められるとともに、長引く景気低迷や少子高齢化の進行による生産年齢層の減少から市税等が伸び悩む状況にあります。

また、平成17年3月31日に5町2村が合併し誕生した本市は、普通交付税の算定において「合併算定替」と呼ばれる特例的な措置を受けています。これは、合併後の一定期間に限り、新市の状態で算定した額（以下「一本算定」という。）と、合併前の市町村ごとに算定した額の合算額（以下「合併算定替」という。）を比べ、大きい方の額を普通交付税の額とするものです。合併算定替は、合併後10年間の平成26年度までは全額保証され、平成27年度から平成31年度までの5年間で特例措置額を段階的に縮減し、平成32年度からは一本算定へ移行していくこととされています。本市の歳入の約4割強を占める普通交付税は、平成27年度からの特例措置額の縮減と併せて人口減による影響も見込まれ、経常一般財源ベースで、平成32年度には約39億円が減額されると想定されていました。

このような状況から本市においても、歳入の減額に応じた歳出の削減が必要となり、将来の厳しい財政運営に備え、総務省の指針に基づき、平成18年3月に「豊後大野市行政改革大綱」を定め、分権型社会に適応できる自主性・自立性の高い行財政基盤の確立の実現に向けた行財政全般にわたる見直しの方針を示しました。行政改革を集中的に進めていく方策として、平成18年3月に「第1期豊後大野市行政改革集中改革プラン（以下「第1期プラン」という。）を、平成22年5月に「第2期豊後大野市行政改革集中改革プラン」（以下「第2期プラン」という。）を策定し、財政の健全化に向けた削減目標を定め、集中的、積極的な取組を実施してきました。自主財源のより一層の確保と歳出の抑制に努め、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立し、市総合計画の基本構想・基本計画に描く将来像の実現を目指すため、さらなる行政改革の取組を推進していくとともに、第2期プランの検証を行い、実績と課題の整理、次期プランの取組についてお示しいたします。

◆ 豊後大野市行政改革大綱

(H18年3月策定、期間/H17年度~H31年度)



◇ 第1期 豊後大野市行政改革集中改革プランの実践

(H18年3月策定、期間/H17年度~H21年度)

◇ 第2期 豊後大野市行政改革集中改革プランの実践

(H22年5月策定、期間/H22年度~H26年度)

- 分権型社会に適応できる

自主性・自立性の高い行財政基盤の確立



- 豊かな自然と文化を未来につなぐ安らぎ交流都市
- やさしく、たくましく、ともに築く豊後大野市

2. 第2期プランの目標設定

第2期プランでは、歳出のうち、削減できる対象の経費については、歳入の落ち込み額の39億円に相当する額である40.1億円を削減目標としました。

なかでも社会保障関係経費の扶助費、繰出金については、合計で9.7億円の増嵩を想定し全体として約30.4億円を第1次行政改革大綱期間内（平成17年度から平成31年度まで）の削減目標総額と設定しました。

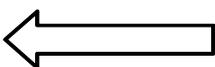
削減目標額11.8億円のうち、定員管理及び職員給の見直し等による「給与費（特別職の報酬含む。）」の削減を3.7億円、起債シーリング等による「公債費」の削減を4.7億円とし、職員管理と公債費を管理する部署が集中的な管理により行うこととしました。残りの削減額3.4億円については、「人件費（職員給与費を除く。）」「物件費」「維持補修費」「扶助費」「補助金」「投資及び出資金」「繰出金」から、それぞれの部署の取組により削減していくこととしました。

○計画期間の削減目標設定額（■歳出：経常経費充当一般財源ベース）

◆大綱期間	（H17年度～H31年度）	30.4 億円
◇第1期から第2期プラン	（H16年度～H26年度）	15.0 億円
◇第2期プラン	（H22年度～H26年度）	11.8 億円

【資料1-②】・・・・・・ 大綱期間の削減目標額

（単位：億円）

<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">削減対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>公債費</td> <td>8.0</td> </tr> <tr> <td>物件・補助費</td> <td>10.9</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>40.1</td> </tr> </tbody> </table>		削減対象		人件費	18.9	公債費	8.0	物件・補助費	10.9	その他	2.3	計	40.1		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">増加対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>扶助費</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>繰出金</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9.7</td> </tr> </tbody> </table>		増加対象		扶助費	4.7	繰出金	5.0	計	9.7
削減対象																								
人件費	18.9																							
公債費	8.0																							
物件・補助費	10.9																							
その他	2.3																							
計	40.1																							
増加対象																								
扶助費	4.7																							
繰出金	5.0																							
計	9.7																							
<table border="1"> <tr> <td>削減目標総額</td> <td>30.4</td> </tr> </table>		削減目標総額	30.4	<table border="1"> <tr> <td>増嵩対象</td> <td>9.7</td> </tr> </table>		増嵩対象	9.7																	
削減目標総額	30.4																							
増嵩対象	9.7																							

※ 40.1-9.7=30.4

■経常経費充当一般財源ベース

※算定方法：歳入（経常一般財源ベースで算定）H17年度～H32年度比較39億円の減額見込みに伴い、歳出（経常経費充当一般財源ベースで算定）削減目標を30.4億円と想定し、うち第2期プラン期間では11.8億円を目標額に設定しました。（第1期及び第2期プランの期間通算目標額は、15億円になります。）

【資料1-③】・・・・・・・・ 第2期プランの経費区分毎の削減目標額 (単位：億円)

区 分	H16 ①	H21 ②	H26 ③	削減額	
				1期・2期 ①－③	2期 ②－③
人件費	59.2	55.2	49.8	9.4	5.4
扶助費	5.0	8.0	10.6	-5.6	-2.6
公債費	48.3	47.0	42.3	6.0	4.7
物件費	19.2	13.3	11.3	7.9	2.0
維持補修費	1.0	2.5	2.0	-1.0	0.5
補助費等	11.1	9.5	7.4	3.7	2.1
繰出金	13.8	17.7	18.7	-4.9	-1.0
投資・出資・貸付	0.1	1.3	0.6	-0.5	0.7
合 計	157.7	154.5	142.7	15.0	11.8

■ 経常経費充当一般財源ベース

【資料1-④】・・・・・・・・ 第2期プランの部署毎の削減目標額 (単位：百万円)

取組内容 (目的別)	性質別	人件費 (給与費を除く)	物件費	維持 補修費	扶助費	補助金	投資及び 出資金	繰出金	計 (削減構成比率)	
(1) 部署 毎の取組 (目的別)	1 議会費		1.6			0.2			1.8	0.2%
	2 総務費	27.5	45.0	2.4		47.1			122.0	10.3%
	3 民生費	50.0	13.7	0.7	-236.2	42.6		-87.5	-216.7	-18.4%
	4 衛生費	2.8	45.3	10.6	-15.0	19.5	69.9	-9.8	123.3	10.5%
	5 労働費					2.0			2.0	0.2%
	6 農林水産業費	3.1	6.9	2.3		60.7		-2.8	70.2	6.0%
	7 商工費	2.8	8.2			8.5			19.5	1.7%
	8 土木費	0.1	4.0	28.5		1.9			34.5	2.9%
	9 消防費	9.6	12.1	0.4		10.4			32.5	2.8%
	10 教育費	74.1	63.4	4.4	-8.0	16.4			150.3	12.7%
小 計	170.0	200.2	49.3	-259.2	209.3	69.9	-100.1	339.4	28.8%	
(2) 定員管理・職員給の見直し 等による給与費の削減		-	-	-	-	-	-	-	370.0	31.4%
(3) 起債シーリング等による 公債費の削減		-	-	-	-	-	-	-	470.0	39.9%
合 計									1,179.4	100.0%
H21～H26 削減率		27.4%	15.0%	20.0%	-32.5%	22.1%	53.9%	-5.6%		

※ 人件費[給与費](職員給・共済組合等負担金・退職手当組合負担金・災害補償費・特別職の給与・職員互助会補助金)
 ■ 経常経費充当一般財源ベース
 ※表示単位未満四捨五入の関係で、削減額と比率等が一致しない場合があります。

◇ 第2期プラン削減目標設定額の概要

(歳出：経常経費充当一般財源ベース)

(1) 第2期プラン削減目標設定額・・・・・・・・ 11.8億円の内訳

■職員給与費・・・・・・・・ 3.7億円

- ①退職勧奨の強化及び新規採用抑制による職員総数の適正化
- ②給与カットの継続、手当の見直し、給与格付の見直し

■公債費の抑制・・・・・・・・ 4.7億円

- ①起債の制限：5年間で125億円のシーリングを設定
- ②過疎債等優良債の活用

■その他経費の削減「職員給以外の人件費を含む。」・・・・ 3.4億円

- ①事業の民営化、外部委託
- ②公共施設の見直し
- ③補助金等の見直し
- ④事務事業評価の推進

(2) 歳入の確保

- ①市税等収入の確保
- ②市有財産の有効活用
- ③受益者負担の適正化
- ④基金の利活用

3. 第2期プランの取組と実績

第2期プランについては、前述した削減目標設定額により集中的な取組を行い財政の健全化に努めています。なお、第2期プランの終期は、平成26年度決算となりますが、現時点における進捗管理については、平成25年度決算により取組の検証を行い、第2期豊後大野市行政改革集中改革プラン進捗管理表（平成25年度決算）において、具体的な取組の実績を公表しました。

平成25年度決算の状況では、職員給与費、公債費等の市役所内部に起因する経費については、確実な削減が図られてきましたが、その他経費については、高齢化の進行等の自然的要因、制度充実等の社会的要因により社会保障関係経費（扶助費、繰出金）が、当初の想定を上回る伸びを見せています。その増額分を、職員給与費、公債費、維持補修費、補助費等の減額分が吸収することにより、歳出の経常経費充当一般財源ベースの削減総額は、

8.7億円、達成率は、73.8%となっています。

また、平成16年度比較による第1期プラン当初から平成25年度決算までの削減総額は、11.7億円となっています。平成16年度比較による第1期プランから平成25年度決算の累計削減総額は、37.8億円となっており、これまでの行政改革による取組の成果がみられました。

【資料1-⑤】・・・・・・ 第2期プランの削減実績（平成25年度決算）

◇第2期プラン削減目標設定額・・・・・・11.8億円

- ① 削減額 : 8.7億円
- ② 達成率 : 73.8%

〔削減目標設定額の内訳〕

■職員給与費 : 3.7億円（削減目標設定額）

- ① 削減額 : 3.1億円
- ② 達成率 : 84.2%

■公債費の抑制 : 4.7億円（削減目標設定額）

- ① 削減額 : 5.5億円
- ② 達成率 : 117.3%

■その他経費の削減「職員給以外の人件費を含む。」 : 3.4億円（削減目標設定額）

- ① 削減額 : 0.08億円
- ② 達成率 : 2.3%

〔内 訳〕

・職員給以外の人件費	1.28億円	削減
・物件費、維持補修費、補助費、投資及び出資金	2.42億円	削減
・扶助費、繰出金	3.62億円	増加

◇第1期から第2期プラン（H16年度～H26年度） : 15.0億円（削減目標設定額）

- ① 削減額 : 11.7億円
- ② 達成率 : 77.8%

◇第1期から第2期プランの累計削減額（H16年度～H26年度）

- 累計削減額 : 37.8億円

※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げ削減額と達成率が一致しない場合があります。

【資料1-⑥】・・・ 第2期プランの性質別経費の削減実績

(単位：百万円)

決算年度		H21	H25	第2期プラン 削減目標額	第2期プラン 削減額 (H25-H21)
性質別					
(性質別)	人件費※ (給与費除く)	663.7	535.8	-170.0	-127.9
	扶助費	924.7	1,115.3	259.2	190.6
	物件費	1,360.8	1,365.2	-200.2	4.4
	維持補修費	225.1	126.7	-49.3	-98.4
	補助金	1,040.2	873.1	-209.3	-167.1
	繰出金	1,798.8	1,970.7	100.1	171.9
	投資及び出資金	81.7	100.5	-69.9	18.8
	小計	6,095.0	6,087.3	-339.4	-7.7
	定員管理・職員給の見直し等 による給与費の削減	4910.5	4599.0	-370.0	-311.5
起債シーリング等による公債 費の削減	4465.1	3914.0	-470.0	-551.1	
合計	15,470.6	14,600.3	-1,179.4	-870.4	
				達成率 (%)	73.8

※ 人件費[給与費](職員給・共済組合等負担金・退職手当組合負担金・災害補償費・特別職の給与・職員互助会補助金)

■ 経常経費充当一般財源ベース

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げ削減額と達成率が一致しない場合があります。

(1) 総人件費の削減

〔主要な取組〕・・・ 職員総数の適正化

① 退職勧奨の強化

- ・ 適用対象年齢の下限の拡充 (早期退職希望者募集制度導入/H26年2月～)
- ・ 勤続20年以上で、年齢が45歳以上の者

② 新規採用枠の制限：一般職3名採用 (H22年度～H25年度)

〔主要な取組〕・・・ 職員給与等の見直し

① 給料カットの継続

- ・ 議員報酬 5%カット (H22年4月～H23年3月)
- ・ 市長 20%、副市長 15%、教育長 10%カット (H22年4月～)
- ・ 一般職 5%カット (H22年4月～H23年3月、H23年4月～給与構造見直しによる職務給) 2～4%カット (H25年8月～H26年4月)

② 手当の見直し

- ・隣接市への出張旅費の廃止（H23年4月～）
- ・管理職手当の抑制
（部長級20%、次長級18%、課長級15%カット/H22年4月～H24年3月
H24年4月から課制へ移行）
（課長級5%カット/ H25年8月～H26年4月）

③ 給料格付けの見直し

- ・「職務給」原則の徹底（給与構造見直しによる職務給：H23年4月～）

〔主要な取組〕・・・報酬の削減

① 嘱託職員の削減

- ・多くの嘱託職員を配置する職場を見直し民営化、施設の統廃合を実施した。
- ・国保清川診療所の民営化
- ・市立緒方保育園以外の4園（所）について民営化
- ・市立へき地保育所の閉所
- ・犬飼学校給食共同調理場の廃止（西部・三重学校給食共同調理場に統合）
- ・CATV番組制作の一部委託
- ・清掃センターの収集及び運搬業務の完全委託

② 各種委員会及び委員定数の見直し

- ・豊後大野市行革審議会条例定数15名以内(委嘱委員12名)
- ・豊後大野市まちづくり市民会議要綱定数30名以内(委嘱委員27名)等

【資料1-⑦】・・・ 職員数の推移（各年度当初）

（単位：人）

区分	H 17	H 18	H19	H 20	H 21	H 22	H23	H 24	H 25	H 26	H26-H17
職員数	742	718	696	673	649	633	614	596	584	569	-173
うち行政職員	663	639	611	589	564	547	528	511	500	484	-179
うち消防職員	79	79	85	84	85	86	86	85	84	85	6
（参考）病院職員	118	114	112	119	127	134	155	167	165	189	71
行政職（再掲）	10	10	10	11	11	11	13	12	12	11	1

■行政職員は、病院事務・派遣・出向等を含み、県派遣職員は除きます。消防職員は、出向を含んだ職員数です。

■地方公共団体定員管理調査とは、算出方法が異なります。

【資料1-⑧】・・・・・・ 新規採用職員と退職職員数の推移

(単位：人)

区 分	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23	H24	H25	H26
新 規 採 用		6	5	24	3	8	7	10	8	4	6
行 政 職		0	3	2	2	3	3	3	3	3	3
消 防 職		6	2	22	1	5	4	7	5	1	3
退 職 総 数	19	29	46	26	32	23	29	26	16	21	
定年退職		3	2	11	8	6	9	7	5	2	
勸奨（早期）退職		23	29	12	22	14	19	18	10	18	
そ の 他		3	15	3	2	3	1	1	1	1	
増 減		-23	-41	-2	-29	-15	-22	-16	-8	-17	
累 計		-23	-64	-66	-95	-110	-132	-148	-156	-173	

- H18年度のその他には、消防職員の臼杵市への移管替え（8人）を含みます。
- H19年度の新規採用には、消防職員の竹田市からの移管替え（15人）を含みます。
（新規採用の内訳：一般行政職2人、消防職7人、移管替え15人）
- 退職者には市民病院、常楽荘、清川診療所、消防本部への人事異動は含みません。
- 地方公共団体定員管理調査とは、算出方法が異なります。

【資料1-⑨】・・・・・・ 第2期プランの人件費削減実績

(単位：億円)

区 分	H 21	H 22	H 23	H24	H25	削 減 額 H21-H25
人件費	55.7	55.0	54.8	52.5	51.3	4.4
職員給	49.1	48.7	48.1	46.9	46.0	3.1

■ 経常経費充当一般財源ベース

(2) 公債費の抑制

〔主要な取組〕・・・・起債の制限

- 起債シーリングの徹底（H22年度～H26年度の5年間は125億円以内）
 - ・ H22年度～H25年度の臨時財政対策債及び災害復旧事業債を除く起債総額は、約92億円程度でありシーリング以内に抑制される見込みとなっています。

〔主要な取組〕・・・合併特例債、過疎債等の優良債の適切な利活用

- 償還の後年度負担の軽減を図るため、起債借入の大部分は、後年度に交付税措置のある合併特例債、過疎債等の優良債の借入れを実施し、健全な起債計画の実施に努めました。

【資料1-⑩】・・・第2期プランの公債費削減実績

(単位：億円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	削減額 H21-H25
公債費	44.6	41.6	40.2	40.6	39.1	5.5

■経常経費充当一般財源ベース

【資料1-⑪】・・・第2期プランの起債残高

(単位：億円)

区 分	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	削減額 H21-H25
起債残高	316.8	300.4	296.9	303.5	278.0	38.8

(3) 事務事業の見直し

〔主要な取組〕・・・事業の民営化・外部委託

- ① 市立保育園（所）の計画的・段階的な民間委託
 - ・市立へき地保育所の閉所（H24年3月）
 - ・市立緒方保育園以外の4園（所）について民営化（H24年4月）
- ② 国保清川診療所の民営化
 - ・完全民営化（H23年4月）

③ C A T V事業の民営化の検討

- ・ 番組制作の一部外部委託（H26年4月）

④ 学校給食共同調理場の運営の見直し

- ・ 給食の配送、回収業務を外部委託
- ・ 調理業務の外部委託を検討するに当たり、運営形態の異なる犬飼学校給食共同調理場をH25年度に廃止し、H26年度より三重学校給食共同調理場、西部学校給食共同調理場の2か所に統合して給食調理業務を実施しました。

⑤ ごみ処理業務の一部外部委託

- ・ 可燃、不燃ごみの収集及び運搬業務の外部委託（H26年5月）を実施し、既に外部委託を実施している資源物、プラスチック類の収集及び運搬業務（H18年4月）と併せ、ごみの収集及び運搬業務全般について完全な外部委託の実施を図ることができました。

〔主要な取組〕・・・公共施設の見直し

① 「公共施設の見直しに関する指針」の確実な実施

- ・ 「指針」に示された322施設中、廃止等の対象となっている163施設について、廃止等の処分を進めてきました。
- ・ 具体的な取組としては、
各老人憩いの家、各老人軽作業所等を集会所として地域自治会へ
各農産物処理加工所を地元加工組合へ
国保清川診療所、保健センター等を社会医療法人へ
老人福祉センター、在宅介護支援センター、養護老人ホーム、憩いの家、各保育園等を社会福祉法人へ
各地の納骨堂を地域へ譲渡
旧小学校の校舎等を譲渡、取り壊し（閉鎖）等の取組を実施しました。
- ・ 進捗状況については、

(1)無償譲渡等	37施設
(2)取壊し（閉鎖）等	37施設

合計74施設の処分を実施し、進捗率は、45.4%になりました。

② 主な処分施設

- ・ 国保清川診療所等（H23年4月民営化）
- ・ 長湯老人憩いの家（H23年6月民営化）
- ・ 市立へき地保育所（H24年3月閉所）
- ・ 市立三重東保育所、牧口保育所、朝地保育園、犬飼保育園（H24年4月民営化）
- ・ 旧上緒方小学校、旧小富士小学校、旧大野公民館分館（H25年3月解体、用地については太陽光発電所へ活用）

〔主要な取組〕・・・補助金等の見直し

- 「豊後大野市補助金等交付基準」の作成
 - ・豊後大野市補助金等交付規則を補足することを目的とし、「補助金等交付基準」(H22年9月6日行管第11号)による全庁的な統一ルールを策定しました。補助金等を交付する担当部署の実績について、ヒアリングを実施することにより補助金等の適正な交付が図られているかの確認を毎年度実施しました。

〔主要な取組〕・・・事務事業評価の推進

- ① 内部評価のレベルアップ（職員のレベルアップ）
 - ・決算統計と連動し、評価シートの作成、ヒアリング、内部評価委員会による評価を行い議会常任委員会へ報告し、ホームページにより公表しました。
- ② 予算・決算と評価の連動
 - ・H24年度から事業別予算を導入し、決算説明書兼事務事業評価シートを活用した予算・決算と事務事業の評価との連動を図ることにより、PDCAサイクルの確立に努めました。
- ③ 外部評価の導入
 - ・外部からの意見を事務事業の評価に反映させる手段として、行革審議会による外部評価の試行を実施しました。実施内容を精査の上、次年度以降の評価方法の検討を行います。

〔主要な取組〕・・・その他の見直し

- ① 地域区分の見直し
 - ・行政区再編の取組は、H18年度より推進してきました。地区再編計画の進捗状況は、各区の平均戸数が推進当初の約60戸から約70戸と一定の成果をあげ、千歳町では100%、犬飼町では約90%の進捗率になりました。しかしながら、市内全体の進捗率は40%に達していない状況もあり、H25年度に、「第3次豊後大野市行政区再編計画」を策定し、引き続き行政区再編に努めます。
- ② 公社・3セクの見直し
 - ・道の駅4か所については、市の出資の1/2以上を占める行政関与の高い3セクの状態から、出資比率、行政関与の低い株式化へと移行しました。

(4) 歳入の確保

〔主要な取組〕・・・市税収入等の確保

① 課税客体的確な把握

- ・市税収入の基幹をなす固定資産税については、その評価から税額決定までを課税庁で行う賦課方式となっており、説明責任が必須要件となります。確実な課税客体的把握及び明確な課税資料の整備を目的とし、市内全域の全棟調査（H23年度～H25年度）を実施することにより、説明責任と納税意欲の向上を図りました。

② 効果的な収納体制の確保・構築

- ・納税者の利便性を考慮し、24時間いつでもどこでも納付可能なコンビニ収納の導入を実施しました。
- ・市県民税の納入率の高い特別徴収の推進
- ・管理職を動員した特別滞納整理（年2回実施）
- ・休日滞納整理（12月第1日曜日）の実施
- ・納付に応じない者に対する差押（預貯金、生命保険解約金、経営所得安定対策交付金等）の強化等を実施

〔主要な取組〕・・・ふるさと納税の拡大

① 「市人会」等へのPR

- ・在京豊後大野市人会、関西豊後大野市会の総会等の際に、ふるさと納税のパンフレット及び申込書を配布して周知を行いました。結果として、H22年度からH25年度までの期間に、13件/1,075,000円の実績になりました。

② 納税意欲が高まる税の活用法の開発

- ・5,000円以上の寄附者に、「市報ぶんどおの」を1年間送付
- ・10,000円以上の寄附者には、本市自慢の季節の農産物に加え市内5つの道の駅が扱う市内で生産された農産物などの加工品や市内4つの酒蔵が製造した地酒など希望する商品をお礼の品として贈呈
- ・お礼の品は、寄附額に応じて内容を設定
(10,000円以上、50,000円以上、100,000円以上)

〔主要な取組〕・・・市有財産の有効活用

① 売却・貸付等の強化・推進

（施設の行政目的が廃止された普通財産については、公募による売却又は、解体を進めました。）

- ・民営化による国保清川診療所と4保育園（所）は、公募による建物無償譲渡及び土地の売却又は、有償貸付
- ・農産物加工所は、加工組合に建物無償譲渡及び土地の売却
- ・老人憩いの家、老人軽作業所、体験農園等は、地元自治会への無償譲渡
- ・学校跡地は、公募による売却処分又は、老朽化の進んだ建物の解体を行い太陽光発電施設を設置し、売電収入による収入の確保を図りました。

〔主要な取組〕・・・受益者負担の適正化

○ 使用料・手数料の見直し

- ・豊後大野市財政運営の基本指針等に関する条例（平成25年豊後大野市条例第28号）第12条の規定「市は、使用料、手数料及び負担金等について、受益者による負担の適正化を図り、必要に応じ総合的な見直しに努めるものとする。」に基づき、見直しを検討することとしています。

〔主要な取組〕・・・基金の利活用

○ 計画的な基金の積立

- ・H25年度決算での基金総額は、約155億円となっており計画的な積立が図られました。
- ・基金の内訳としては、財政調整基金、減債基金の合計額が、約74億円、特定目的基金が、約81億円となっています。
- ・H21年度からH25年度までの積立額は、約41億円になりました。

【資料1-⑫】・・・基金の状況

（単位：億円）

区 分	H 21	H 22	H 23	H24	H25	積 立 額 H25-H21
財政調整基金	27.2	33.5	42.6	51.1	55.8	28.6
減債基金	12.7	17.9	17.9	17.9	17.9	5.2
特定目的基金	74.6	77.3	79.9	81.3	81.5	6.9
合計	114.5	128.7	140.4	150.3	155.2	40.7

■主な特定目的基金・・・「地域振興基金」、「公共施設整備基金」、「子ども医療費助成基金」

第2 第3期プランの位置づけ

1. 第3期プランの必要性

自治体を取り巻く環境は、長引く景気低迷、人口減少社会の進行、地方分権の推進等大きな変化をみせ、地方の創生と人口減少の克服は全国的に喫緊な課題となっています。

また、国・地方を併せた債務残高は、1,000兆円を超える危機的な財政状況や東日本大震災への復興対策等により、国レベルにおいても厳しい財政運営が強いられています。

本市においても、「大綱」の基本方針に基づき、「第1期プラン」、「第2期プラン」を策定し、財政の健全化に向けた削減目標を定め、集中的、積極的な行政改革の取組と財政運営を行い、削減効果を上げてきました。しかし、地方税等の収入は伸び悩み、社会環境の変化等による多様化、高度化する市民ニーズへの適切な対応と併せて年々増嵩する社会保障関係経費や公共施設等の維持・更新の多額な財政負担が予測されます。

このような中、平成26年度の中期財政収支の試算である「中期財政計画」では、歳入の約4割強を占める普通交付税が、平成27年度から「合併算定替特例期間の10割保障」の終了により段階的に縮減されるなどの要因から、平成31年度には、歳入の経常一般財源総額が、約31.2億円の減少、歳出の経常経費充当一般財源の削減推計額が、9.3億円と見込まれ、決算見込みでは、歳出が歳入を上回り財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、100%を超える厳しい状況を推計しています。

このため、自主財源のより一層の確保と歳出の抑制が必要不可欠であり、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立し、市総合計画の基本構想・基本計画に描く将来像の実現を目指すためには、第2期プランの取組を継承し、「第3期豊後大野市行政改革集中改革プラン」（以下「第3期プラン」という。）の策定と、さらなる行政改革の取組を進めていく必要があります。

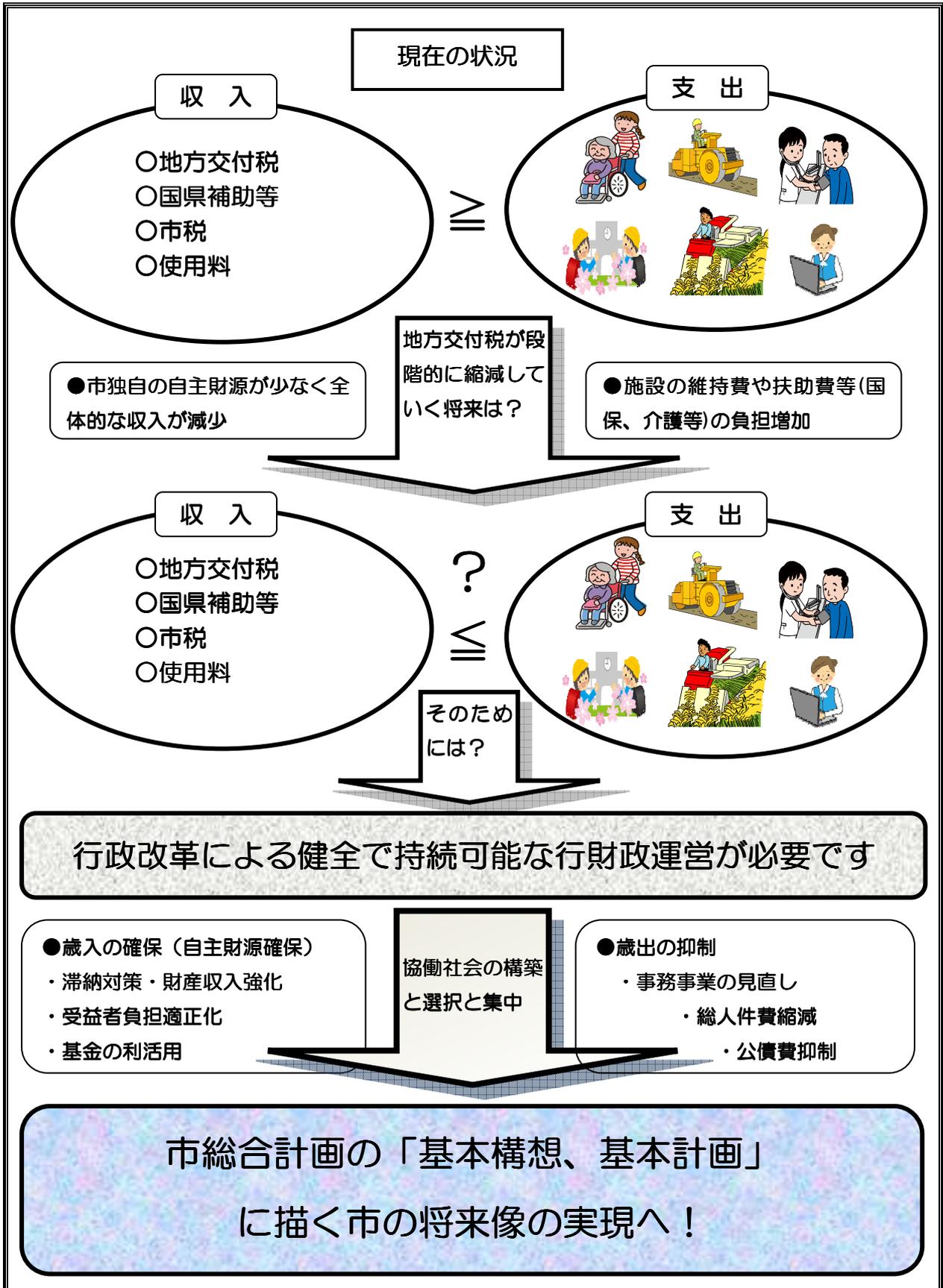
2. 第3期プランの計画期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

3. 第3期プランの対象範囲

第2期プランの対象範囲と同様に、普通会計（一般会計）及び公営事業会計・地方公営企業法の規定を適用していない公営企業会計とします。

地方公営企業法の規定を適用している上水道事業、病院事業は、本プランの対象範囲には含めないものとします。



第3 第3期プランの目標設定

1. 中期財政見通し

平成 26 年度の中期財政収支の試算である中期財政計画では、計画的な財政運営を進めるため現行の地方財政制度を前提に現時点で想定される事業費や一定の条件を加味し、第 3 期プラン期間から平成 36 年度までの 10 年間について歳入、歳出の財政見通しの試算を行いました。

中期財政計画による今後の財政見通しは、平成 27 年度から始まる普通交付税の合併算定替から一本算定への移行による縮減が大きな要因となり、平成 26 年度決算見込み額との比較で、歳入の経常一般財源総額が平成 31 年度には、約 31.2 億円の減少となる厳しい状況を推計しています。

特に、普通交付税措置の動向については、「平成の合併」により、1 市町村当たりの平均面積が拡大する等その姿が大きく変化するとともに、各コミュニティの維持・活性化、災害対策など行政区域の拡大により新たな財政需要が生じていることから、国はこれらを算定に反映することとし、「①支所に要する経費」、「②人口密度による需要の割増」、「③標準団体の面積拡大等」の 3 点について、平成 26 年度以降 5 年程度での見直しを進めることとしています。

このうち、「①支所に要する経費について」は、平成 26 年度から 3 か年をかけて先行的に実施されることを見込んでいますが、「②人口密度による需要の割増」、「③標準団体の面積拡大等」の 2 点については、不透明な点等があることから現時点の試算からは除外をしています。

中期財政計画の平成 26 年度の決算見込みでは、歳入の経常一般財源総額と歳出の経常経費充当一般財源の差額が、平成 26 年度の決算見込みでは、19.9 億円の黒字となりますが、第 3 期プランの最終年度になる平成 31 年度の決算見込みでは、歳出が歳入を上回り、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は 100%を超えると推計され、平成 36 年度までの 6 年間は厳しい財政運営が継続するものと見込んでいます。

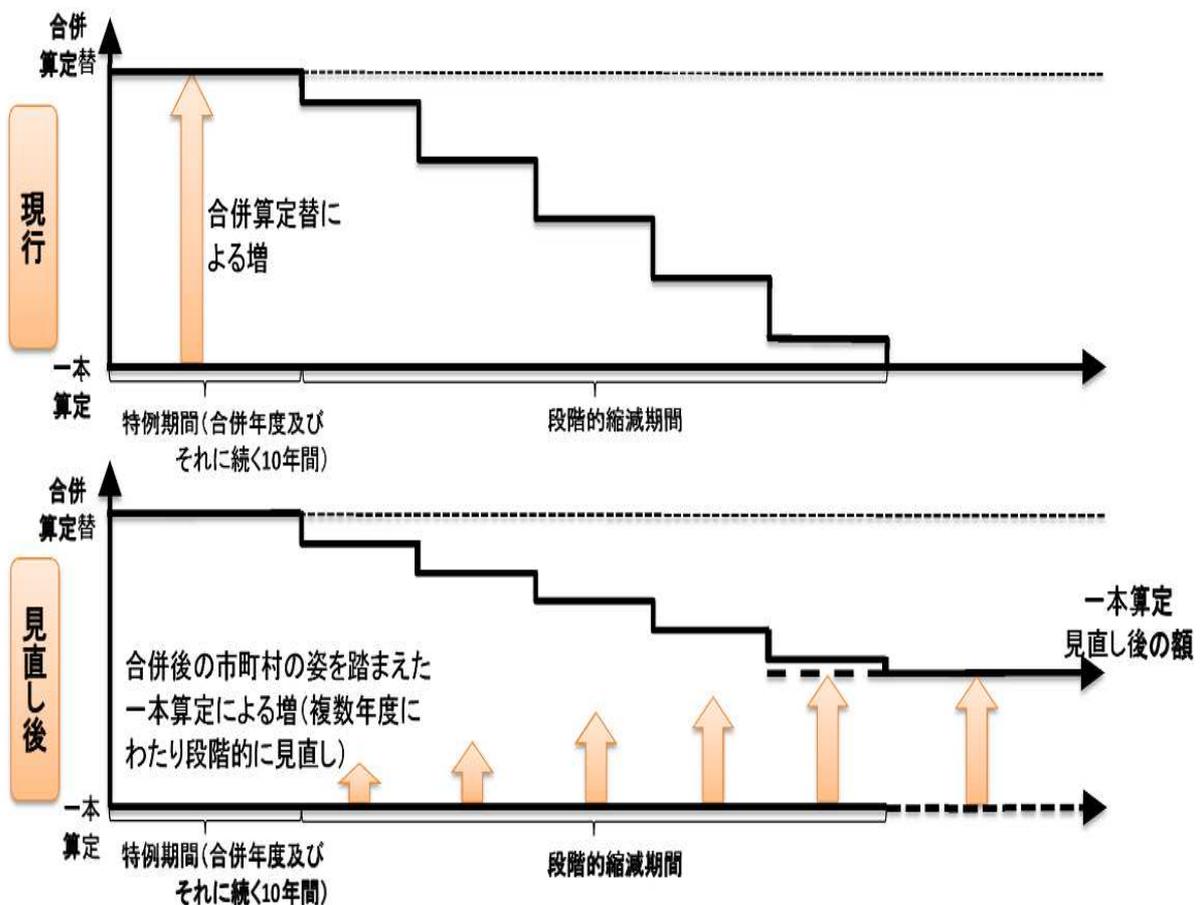
第 3 期プランについては、合併後の市町村の姿に応じた地方交付税の算定や消費税制度改正による社会保障制度への財源確保など国の動向に注視するとともに、歳入、歳出の両面からの推計値を勘案しながら、中・長期的な視点に立った目標を設定するものとします。

また、合併後、平成 27 年度から始まる普通交付税の大幅な減額に備え、予算の財源不足等に対応するため財政調整基金、減債基金及び特定目的基金等への積立てを行ってきましたが、第 3 期プラン期間中においても、財政運営上可能な限り基金積立を行うとともに、これまで積み立ててきた基金を、計画的に有効活用し財政運営の安定化を図ります。

合併算定替後終了に伴う交付税算定の見直し（イメージ）

○合併算定替の特例期間が終了する団体

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
団体数	1	1	2	4	24	215	337	6



○国は、平成26年度以降5年程度での見直しを検討しています。

○現段階での見直し項目

- 「①支所に要する経費」
- 「②人口密度による需要の割増」
- 「③標準団体の面積拡大等」

経常収支比率	86.0%	88.1%	90.6%	92.3%	94.4%	98.4%	101.5%
区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	(決算額)	(見込額)	(見込額)	(見込額)	(見込額)	(見込額)	(見込額)
歳入合計 (A)	273.5	294.5	251.4	238.7	235.4	226.9	218.9
地方税	30.6	28.9	28.4	28.5	28.6	27.9	28.0
地方交付税	132.2	131.1	120.9	115.8	111.3	104.7	99.6
地方債	16.9	38.1	20.1	16.8	16.4	15.4	14.5
その他	93.8	96.4	82.0	77.6	79.1	78.9	76.8
① 経常一般財源総額 (臨時財政対策債含)	169.7	167.3	159.2	154.4	149.7	141.8	136.1
歳出合計 (B)	258.5	276.7	239.0	226.5	227.3	225.6	223.1
義務的経費	137.3	133.3	132.0	130.2	128.7	126.7	125.2
人件費	53.1	53.8	54.0	54.6	54.1	53.0	52.0
扶助費	38.1	40.5	43.0	43.0	43.0	43.0	43.1
公債費	46.1	39.0	35.0	32.6	31.6	30.7	30.1
投資的経費 (建設事業費等)	34.9	67.2	34.1	23.2	25.2	25.3	24.1
繰出金	32.2	25.5	25.2	25.4	25.5	25.7	25.9
その他	54.1	50.7	47.7	47.7	47.9	47.9	47.9
② 経常経費充当 一般財源	146.0	147.4	144.2	142.5	141.3	139.5	138.1
形式収支 (A)-(B)	15.0	17.8	12.4	12.2	8.1	1.3	-4.2
経常一般財 ①-②	23.7	19.9	15.0	11.9	8.4	2.3	-2.0

■平成26年度中期財政計画の試算による。

※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げ額等が一致しない場合があります。

- ① 第3期プラン期間の歳入：経常一般財源総額の縮減推定額
(H26) (H31) (縮減推定額)
167.3億円 - 136.1億円 = 31.2億円
- ② 第3期プラン期間の歳出：経常経費充当一般財源の比較
(H26) (H31) (削減推定額)
147.4億円 - 138.1億円 = 9.3億円
- ③ 経常収支比率 101.5% (H31)
- ④ 形式収支：-4.2億円 (H31) ⑤経常一般財源ベース：-2億円 (H31)

2. 第3期プランの目標設定

合併算定替えの終了する平成 32 年度の国勢調査人口を反映した普通交付税は、平成 33 年度より適用されるため、経常収支比率の実質的な最高値は平成 33 年度と想定されます。

このことから、中期財政計画以上の歳入の確保、歳出の削減によるさらなる行政改革の取組を実施していかなければなりません。

具体的な取組としては、第2期プランの取組を継続して実施していくとともに、選択と集中による市として真に行うべき事業の選択、優先順位を設定し、重要度の高い事業に財政資源を集中させるという考え方を基本に、将来にわたり持続可能な行財政基盤の確立を目指します。

第3期プランの最終年度となる、平成 31 年度の中期財政計画の推計は、決算ベースで 4.2 億円、経常一般財源ベースで 2 億円の赤字になると見込まれ、経常収支比率は 101.5% の推計となっています。

このため、平成 31 年度決算で、「経常収支比率 100%以内」を目指します。平成 27 年度から平成 31 年度までの削減目標（平成 26 年度決算ベース比較）を、「①総人件費を 4 億円削減」、「②安易な起債を制限し、適正な起債計画の実施に努めることにより、起債残高を 60 億円減額」、「③その他の経費については、事務事業の優先順位を設定し、歳入の減額に応じた選択と集中による予算総額の縮減」と定め、効果的・効率的な財政運営に努めるとともに、将来にわたり持続可能な行財政基盤の確立を図ります。

ただし、今回の試算では前述のように普通交付税の「一本算定の算定見直し」については、不確定要素が多い中での推計値であり、平成 27 年度以降の段階的縮減額が不透明なため今後試算値が大きく変わることも予測されることから、削減目標については、決算の進捗管理の精査を行うとともに、毎年度策定する中期財政計画における今後の財政見通しを注視し適時見直しを行うこととします。

【資料2-④】・・・ 第3期プランの目標設定

第3期プランの削減目標

H31 年度決算で、「経常収支比率 100%以内」を目指します。

- ① 「総人件費を 4 億円削減」
- ② 「起債残高を 60 億円減額」
- ③ 「選択と集中による予算総額の縮減」

3. 基金の活用

合併後、平成27年度から始まる普通交付税の大幅な減額に備え、予算の財源不足等に対応するため財政調整基金、減債基金及び特定目的基金等への積立てを行ってきました。

平成25年度決算での基金総額は、155.2億円となっています。第3期プラン期間中においても、財政運営上可能な限り基金積立を行うとともに、特定目的基金の活用については、選択と集中による市として真に行うべき事業の選択・優先順位を設定し、重要度の高い事業に財政資源を集中させるという考え方を基本に、積極的な活用を図り、市民サービスの質の向上に努めます。また、財政調整用基金については、今後の歳入の減額等により生じた財源不足について活用することとし、その活用期間については、最小限となるように努めます。

【資料2-⑤】・・・ 第3期プランの基金（試算）

（単位：億円）

区 分	H25		H26		H27		H28		H29		H30		H31	
	(決算額)	(見込額)	対前年	(見込額)	対前年	(見込額)	対前年	(見込額)	対前年	(見込額)	対前年	(見込額)	対前年	
財政調整基金 ①	55.8	79.5	42.5%	91.9	15.6%	104.1	13.3%	112.2	7.8%	113.5	1.2%	109.4	-3.6%	
減債基金 ②	17.9	18.0	0.6%	18.0	0.0%	18.0	0.0%	18.0	0.0%	18.0	0.0%	18.1	0.6%	
特定目的基金	名 称													
	公共施設整備基金	23.9	25.1	5.0%	25.5	1.6%	25.9	1.6%	26.3	1.5%	26.6	1.1%	27.0	1.5%
	地域振興基金	39.2	39.3	0.3%	39.4	0.3%	39.4	0.0%	39.5	0.3%	39.6	0.3%	39.6	0.0%
	その他	18.4	17.2	-6.5%	16.0	-7.0%	15.0	-6.3%	14.1	-6.0%	13.8	-2.1%	13.5	-2.2%
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計 ③	81.5	81.6	0.1%	80.9	-0.9%	80.3	-0.7%	79.9	-0.5%	80.0	0.1%	80.1	0.1%	
合計①+②+③	155.2	179.1	15.4%	190.8	6.5%	202.4	6.1%	210.1	3.8%	211.5	0.7%	207.6	-1.8%	

■平成26年度中期財政計画の試算による。
 ※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げ額と比率等が一致しない場合があります。

第4 第3期プランの具体的な取組

1. 総人件費削減からの方策

【主要な取組】・・・職員総数の適正化

人件費については、これまでの積極的な取組によって、おおむね順調に削減が図られているものの、その削減は今後とも本市における行政改革の最大の柱であることから第2期プランと同様に早期退職勧奨の基準を設け、引き続き積極的な削減に努めます。

- ① 早期退職勧奨の継続・・・45歳以上又は、勤続20年以上の者
- ② 新規採用枠の制限・・・原則毎年3名採用の継続

〔主要な取組〕・・・職員給与等の見直し

総職員数の削減に取り組む一方、諸手当等を見直しを引き続き行うとともに、国の指針に沿った給与制度の総合的見直し等により、適正なラスパイレス指数を目指す取組を行います。

- ① 給与制度の総合的見直し
- ② 各種手当の見直し

〔主要な取組〕・・・報酬の削減

報酬の削減については、事務事業の見直しや民営化、業務の外部委託等を行うことで、各職場に配置されている嘱託職員の削減を図っていきます。

また、市の附属機関である各種委員会を見直し委員数の削減に努めます。

- ① 嘱託職員の削減・・・多くの嘱託職員を配置する職場の見直し
- ② 各種委員会及び委員定数の見直し

2. 公債費削減からの方策

公債費については、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第36号）」の施行により、後年度に普通交付税措置のある合併特例債の発行期間が、本市では、平成26年度から平成31年度へ延長されました。また、「市町村建設計画」に基づき公共的施設の統合整備事業として既存施設の除去（解体）を行う場合は、「公共施設等総合管理計画」に基づくものであれば合併特例債を活用できるとされ、平成26年度中に「大野郡5町2村合併後の新市まちづくり計画」の一部変更及び「豊後大野市公共施設等総合管理計画」の策定を行い、既存施設の解体費についても、合併特例債の活用を図ることとしました。

これまで繰上償還、起債シーリングの徹底により、起債残高は確実な減額が図られてきました。今後とも、後年度負担の軽減を図るため、普通交付税により100%財源措置される臨時財政対策債、事業実施が必要な災害復旧事業債を除き、安易な起債を制限するとともに、適正な起債計画の実施に努めます。

- ① 優良債の活用（施設解体費に合併特例債を活用）
- ② 安易な起債を制限し、適正な起債計画の実施

3. 事務事業の見直しからの方策

厳しい財政状況の中であっても、市総合計画に掲げる施策を進めるためには、事業を一律に削減しては、市の将来像の実現に支障をきたすおそれがあります。

このため事業の選択と集中を行う手段の一つとして行政評価を継続していく必要があります。行政評価の結果及び社会情勢、中期財政見通し等を踏まえ、具現化する重点施策を中心に市民生活に関わる喫緊の課題等について優先順位を加味した上で、事務事業等の取捨選択を行い、限られた財源の効率的・効果的な配分を行うこととします。

公共施設の見直しに関する指針は、平成26年度が終期となっていますが、原則として未達成施設については、実務的事項の精査、関係団体等との協議継続等あらゆる方策を再検討し、計画達成に向け継続することとします。

また、策定中の豊後大野市公共施設等総合管理計画は、今後の人口減少等を踏まえた長期的な視点から、公共施設及び道路・橋梁等のインフラ等の更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施することにより、財政負担を軽減・平準化するもので、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画となります。この計画のうち、公共施設の統廃合等に関する内容については、公共施設の見直しに関する指針との整合が必要となります。

補助金等については、公益上の必要から創設されてきましたが、昨今の社会経済情勢の変化の中で、その必要性の度合いも変化してきました。補助金等は、全庁的な統一ルールとして策定された補助金等交付基準の適正な運用により、活動内容の精査などその必要性や公益性を再評価し、定期的な見直しによる逡減に努め、併せて補助団体の自助努力を促すことにより、財源の有効活用を図ることとします。

また、健全な財政運営による取組を推進するため、市が財政状況に関わる情報を積極的に公表することにより、説明責任の向上に努めます。

- ① 行政評価による事業の選択と集中及び事務の効率化
- ② 公共施設の見直しに関する指針の継続と公共施設等総合管理計画との整合
- ③ 補助金等の見直し(逡減)
- ④ 財政状況の情報公開

4. 歳入確保からの方策

〔主要な取組〕・・・市税等自主財源の確保

歳入の根幹である市税等については、税負担の公平性確保の観点からも引き続き、課税客体の適正把握に努めるとともに、滞納対策については、納付に応じない者に対する差押え等の強化を図ります。また、納付奨励の観点から行政サービス制限条例等を検討し歳入の積極的な確保に努めます。

なお、行政機能を廃止した施設（普通財産）については、積極的な譲渡、貸付等により有効活用を行い併せて既存の維持管理経費の削減を図ります。

その他の財源として、ふるさと納税制度の活用、太陽光発電事業特別会計の安定的運営に努めます。

- ① 課税客体の適正把握(税負担の公平性確保等)
- ② 滞納対策
(納付に応じない者に対する差押強化、行政サービス制限条例等の検討)
- ③ 財産収入の強化(普通財産の積極的な譲渡、貸付等)
「公共施設の見直しに関する指針」等により処理された施設等の譲渡、貸付等への積極的な取組
- ④ 太陽光発電事業特別会計の安定的運営
- ⑤ ふるさと納税制度の活用

〔主要な取組〕・・・受益者負担の適正化

使用料、手数料の受益者負担金は、特定のサービスを利用する方に対するサービスの対価であり、利用者と非利用者の負担の公平性については、利用者の応分の負担により公平性が確保されることを認識し、受益者負担の適正化に努めます。

- 豊後大野市財政運営の基本指針等に関する条例(平成25年豊後大野市条例第28号)第12条の規定「市は、使用料、手数料及び負担金等について、受益者による負担の適正化を図り、必要に応じ総合的な見直しに努めるものとする。」に基づき、見直しを検討します。

〔主要な取組〕・・・基金の利活用

基金の活用については、選択と集中による市として真に行うべき事業の選択・優先順位を設定し、重要度の高い事業に財政資源を集中させるという考え方を基本に、目的別に特定目的基金の積極的な活用を図り、市民サービスの質の向上に努めます。

また、財政調整用基金については、歳入の減額により生じた財源不足について活用することとし、その活用期間については最小限となるように努めます。

- 特定目的基金の積極的な利活用

5. 行政組織・機構からの方策

(1) 組織・機構における考え方

- ① 本市は、合併以来、実質的には総合支所方式を採用してきましたが、行政改革による職員数の削減を進める中で本庁舎の完成を機に業務及び人員を本庁に集約し、本庁方式へと移行することとしています。
- ② 本庁で担う事が適当である業務、支所・出先機関において担うことが適当である業務を市民の利便性、事務の効率性等の視点から、組織・機構の検討を進めてきました。

- ③ 第2期プラン中、具体的には、部長制の廃止や支所1課体制などの組織のスリム化、本庁舎の完成による本庁組織の分散解消、畜産業務の集約、住宅管理事業の管理代行・指定管理、教育委員会支局の本庁への業務集中化、監査機能の強化などを実施しました。
- ④ 第3期プランでは、限られた職員で、より効果的な事務執行体制の確立を図るため、改革すべき要素を洗い出し、組織が抱える問題を解決しながら、「スクラップ・アンド・ビルド」の原則により事務事業の見直しを行い、よりスリムで機動性の高い組織を目指します。
- ⑤ 支所については、地域コミュニティの維持・活性化を担うとともに、災害時には災害対策の重要な活動拠点としての機能の充実を図り、行政窓口、地域防災、保健健康、生涯学習機能などを統括した「地域総合コミュニティセンター（仮称）」の設置を推進します。また、本庁で担う事が適当である業務、支所において担うことが適当である業務を整理し、業務分担の明確化を進め、効率的な市民サービスの提供に努めます。
- ⑥ 出先機関については、指定管理者制度の活用や民間活力の導入などを着実に実施することにより、直営からの移行や財産等の整理を進め、よりスリムな簡素化した組織の構築を推進します。
- ⑦ 限られた財源の効率的な執行、適切な状況判断、迅速な対応、高い政策形成能力等を併せ持つ職員を育成するため、「豊後大野市人材育成基本方針」に沿って職員の資質の向上に取り組みます。市の独自研修については、職場研修、階層別・世代別研修、中堅職員・監督者研修及び管理職研修を随時実施します。また、職場外研修については、大分県自治人材育成センター、自治大学校や全国市町村研修財団等のより専門性の高い研修を受講し職員の資質を高めていきます。
- さらに、人権研修は職員の資質の基本となることから、全体研修として引き続き実施します。

【資料2-⑥】・・・ 平成26年度当初の職員数

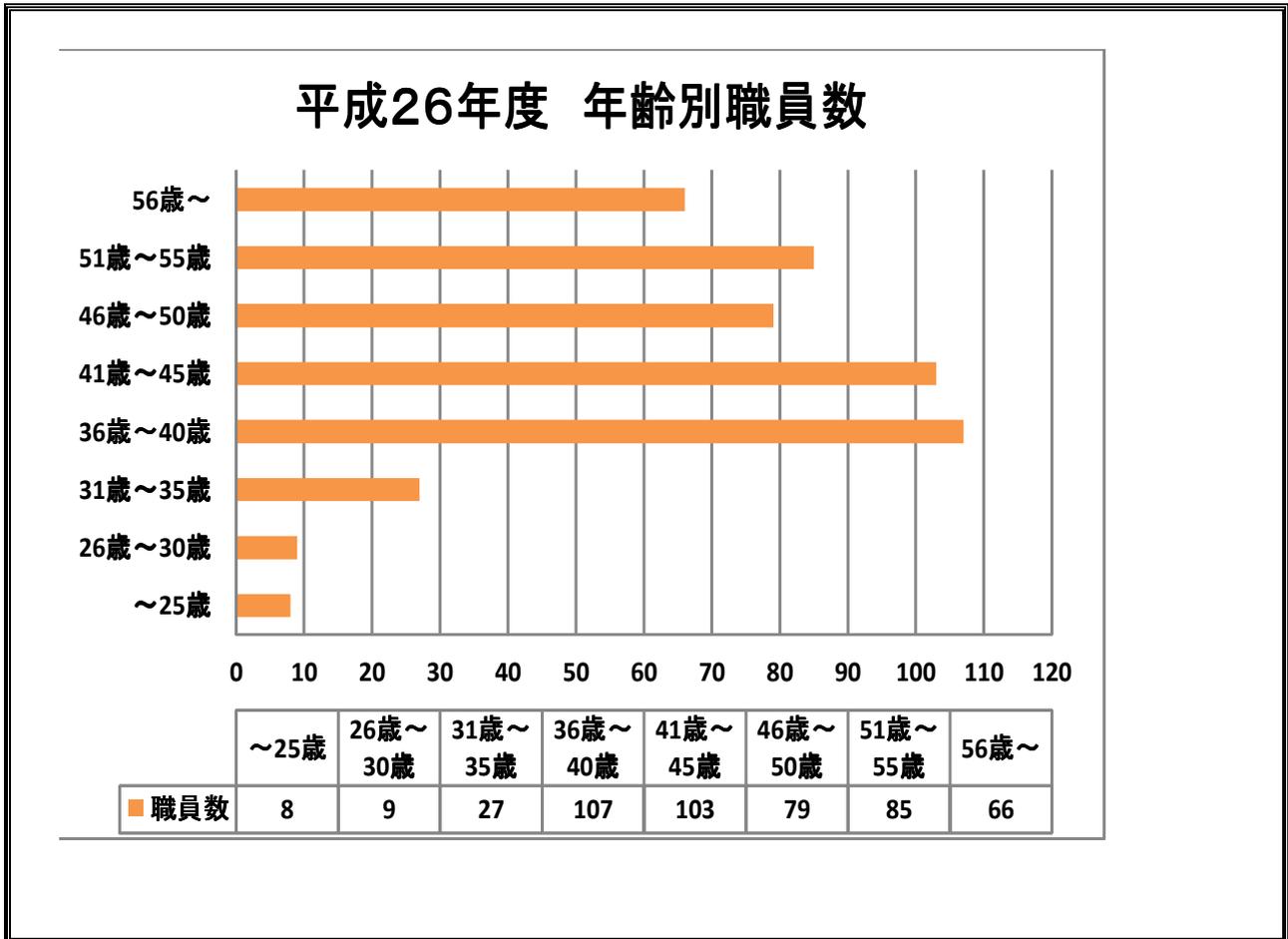
(単位：人)

職員数の推移（消防、市民病院医療職、県派遣職員を除く。）

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	H21-H26
前年度当初職員	564	547	528	511	500	-
前年度退職者	20	22	20	14	19	-
新規採用者	3	3	3	3	3	-
年度当初の職員	547	528	511	500	484	-
削減職員	17	19	17	11	16	80

■地方公共団体定員管理調査とは、算出方法が異なります。

(消防・市民病院医療職・県派遣職員を除く。)



■地方公共団体定員管理調査とは、算出方法が異なります。

(2) 目的志向の組織・機構

① 事務事業の見直し

これまでも本市は、職員数の削減をはじめ、事務事業の見直しを行い人件費の削減など不断の行政改革を進めてきました。平成26年度の職員数（消防、市民病院医療職、県派遣職員を除く。）は、484名となっており、限られた職員数で、権限移譲への対応や多様化する市民ニーズに応えるため、よりサービスを効果的かつ効率的に提供する事務執行体制の構築が必要です。

市の組織体系では、「係」が、現場業務を遂行する基本となる組織として位置づけられており、その使命や役割を明確にすることは、事務事業の見直しを進めていく上で非常に重要です。その係がどのような目的・成果を実現する使命をもった組織なのかを明らかにすることや、事務事業の見直しをすることにより、「異なる係間で同じような目的の仕事をしている。」、「仕事の目的を考えると他の係に移管した方がよい。」、「係間で、仕事の役割分担が的確になされていない。」など、組織・機構の課題を洗い出し、各部署間、本庁・支所、出先機関の業務分担を明確にしていきます。

具体的には、本庁で担う事が適当である業務は、本庁へ集約するとともに、市民の利便性や事務の効率性等から支所、出先機関において担うことが適当である業務など、「目的志向の組織・機構」を目指すとともに、適正な人員配置を行い、効率的な市民サービスの提供に努めます。

- 段階的な組織のスリム化
- 本庁と支所、出先機関の業務分担の明確化
- 効率的な市民サービスの提供

② 支所機能のあり方

支所機能については、地域コミュニティの維持・活性化を担うとともに、災害時には災害対策の活動拠点として重要な役割を果たしています。

限られた職員数で、市民ニーズに応じていくためには、支所機能の目的に沿った組織の構築が必要になることから、「①事務事業の見直し」で示した取組を進め、支所、出先機関との機能統括を図ることにより、支所機能の一元化を目指します。

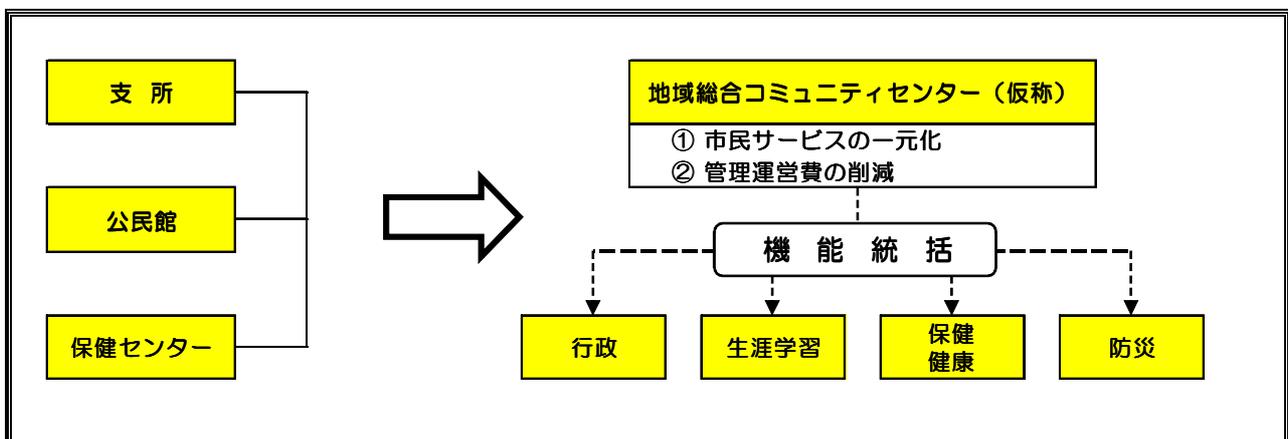
具体的には、支所が持つ行政・地域防災機能、公民館が持つ生涯学習機能、保健センターが持つ保健・健康機能といった多機能を統括した地域総合コミュニティセンター（仮称）を設置することにより、各機能が連携したサービスを効果的かつ効率的に提供する事務執行体制の構築を図ります。

また、地域コミュニティの活性化を推進するための指針である「まちづくり基本条例」の基本理念に基づき、空きスペースの有効活用と併せて地域活性化の観点から、地域における協働によるまちづくりの活動拠点としての機能強化にも取り組みます。

なお、支所、公民館等の大型公共施設は、管理運営費等の経常的経費の比重が高いという財政面での課題を抱えており、支所、出先機関との機能統括に併せた解決策の検討も必要です。ただし、組織・機構については、様々な状況に応じた柔軟かつ適切な対応を行うこととします。

- 「地域総合コミュニティセンター（仮称）」の設置

【資料2-⑧】・・・ 「地域総合コミュニティセンター（仮称）」の設置イメージ図



6. 出先機関等の見直しからの方策

(1) 整理統廃合及び民間委託等の検討

出先機関の整理統廃合及び民間委託等の検討は、効果や課題を踏まえ、経費の削減を図るため、「民間にできることは民間に」の基本原則のもと、法的に市が専管的に実施しなければならない事務事業を除き、民間企業等が有する多様な専門性や機動性、ノウハウを生かすため、民間企業等が同様の事業を展開している場合において、指定管理者制度の活用や民営化、外部委託に関するガイドラインに沿った民間活力の導入を積極的に推進し、出先機関の統廃合の進捗にあわせた組織・機構の見直しを検討します。

- 市立幼稚園・市立緒方保育園の運営形態の見直しを検討
- ごみ・し尿処理業務の一部外部委託の検討
- CATV事業の外部委託の検討
- 学校給食及び市立保育園における調理業務の外部委託の検討
- 神楽会館・朝倉文夫記念館の運営形態の見直しを検討

(2) 消防本部の見直し

消防職員については、構築された消防業務を維持するために退職者の完全補充を行っています。しかしながら、人件費の削減は、一般行政職、消防職に関係なくトータルで考えなければなりません。職員数を削減しなければならない状況にあって、市長部局をはじめとし、他の部局においても例外なく職員配置の見直しを行っています。

第3期プランでは、多様な任用形態を検討するとともに、広い視野と多面的な能力を備えた職員を育成するため、行政部門と消防本部との見直しを促進します。

また、消防広域再編（県下の消防本部を1つの再編）については、その動向に注視し対応していきます。

- 行政部門と消防本部の配置職員の見直し

【資料2-⑨】・・・ 大分県消防広域化推進計画（抜粋）

- 県においては、消防広域化の圏域について以下のとおりとする。

本県における市町村の消防の広域化については、県下各消防本部の現状と課題、消防を取り巻く環境の変化及び将来の見通し、今後の消防の果たすべき役割等を十分に考慮した上で、大分県全域において最も消防力の向上が図られる体制の構築を目指して行われるべきである。以上を踏まえ検討した結果、大分県においては、県下全域を管轄とした1消防本部とすることが望ましい。ただし、大分市については、一定の規模を有するとともに、都市消防機能の充実に向けた計画的整備を進めている最中にあるということから、今回の広域化推進計画には、とりあえず組み入れないこととする。しかしながら、県としては、将来のできる限り早い時期に、県内全域を管轄とする一消防本部体制を実現すべきと考える。

第5 新たな協働社会の構築

豊後大野市まちづくり基本条例を基本理念とした「協働によるまちづくり」を進めるとともに、市民ニーズが高度化、多様化している中で、全ての地域課題に対する市民サービスを行政のみが担っていく従来の枠組みではなく、様々な地域課題に対して「補完の原則」である「自助（自らの責任で、自らが行う。）」、「共助（自分のみでは実施や解決が困難なことは、周囲や地域が協力して行う。）」、「公助（個人や周囲、地域等で実施や解決が困難なことについて、公共が行う。）」を基本としたスタンスが求められています。

行政でなければできない市民サービスを除いて、地域コミュニティやNPO等の多様な主体と協働・連携し、それぞれが役割と責任を担うことにより、各主体の特性を生かしながら地域課題に対応するという課題解決型の地域コミュニティへの転換を図ります。

また、「豊後大野市地域コミュニティビジョン」を基本とした市民主体の地域づくりにより、小規模な集落を支えあう広域的な集落組織の形成に努めるとともに、「市民力」や「地域力」を合わせた市民サービスを構築する仕組みづくりを進めます。

（1）豊後大野市まちづくり基本条例を基本理念とした「協働によるまちづくり」

- ① 情報共有の原則
 - ・ 市政に関する情報を収集し、市民へ分かりやすく提供
- ② 参加の原則
 - ・ 施策の企画立案から実施に至るまでの、幅広い市民参加
- ③ 協働の原則
 - ・ 市民、市議会及び行政は、対等な立場で協力
 - ・ 市民やコミュニティ組織の活動を支援
- ④ 市政運営の原則
 - ・ 公平で効率的な質の高い行政サービスの提供
 - ・ 市政運営の指針となる総合計画の策定

（2）様々な地域課題に応じたパートナーシップによる取組

- ① 「補完の原則」による「自助」、「共助」、「公助」の基本
- ② 地域コミュニティ、NPO等地域力、市民力の育成・強化

（3）課題解決型の地域コミュニティへの転換

（4）広域的な集落組織の形成、小規模な集落を支えあう組織の形成

第6 計画の進行管理

本計画の進行管理については、毎年度、豊後大野市行政改革推進本部等において報告し、進捗管理に努めるとともに全庁的な取組を進めます。

また、市議会にて報告の上、ホームページ等により広く市民へ情報提供を行っていきます。

なお、本計画策定後、地方財政制度の変更等の状況の変化により、計画期間内における計画内容の見直しが必要となった場合は、適時見直しを行います。

また、見直しの際は、審議会への諮問等により、市民の意見が反映されるよう努めることとします。

第7 計画策定にあたっての組織等

(1) 豊後大野市行政改革審議会

計画の策定にあたり、市民から専門的かつ幅広い意見を聞くため、識見者や女性団体推薦委員、公募委員からなる「豊後大野市行政改革審議会」を設置し、提言等をいただきました。

(2) 市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施

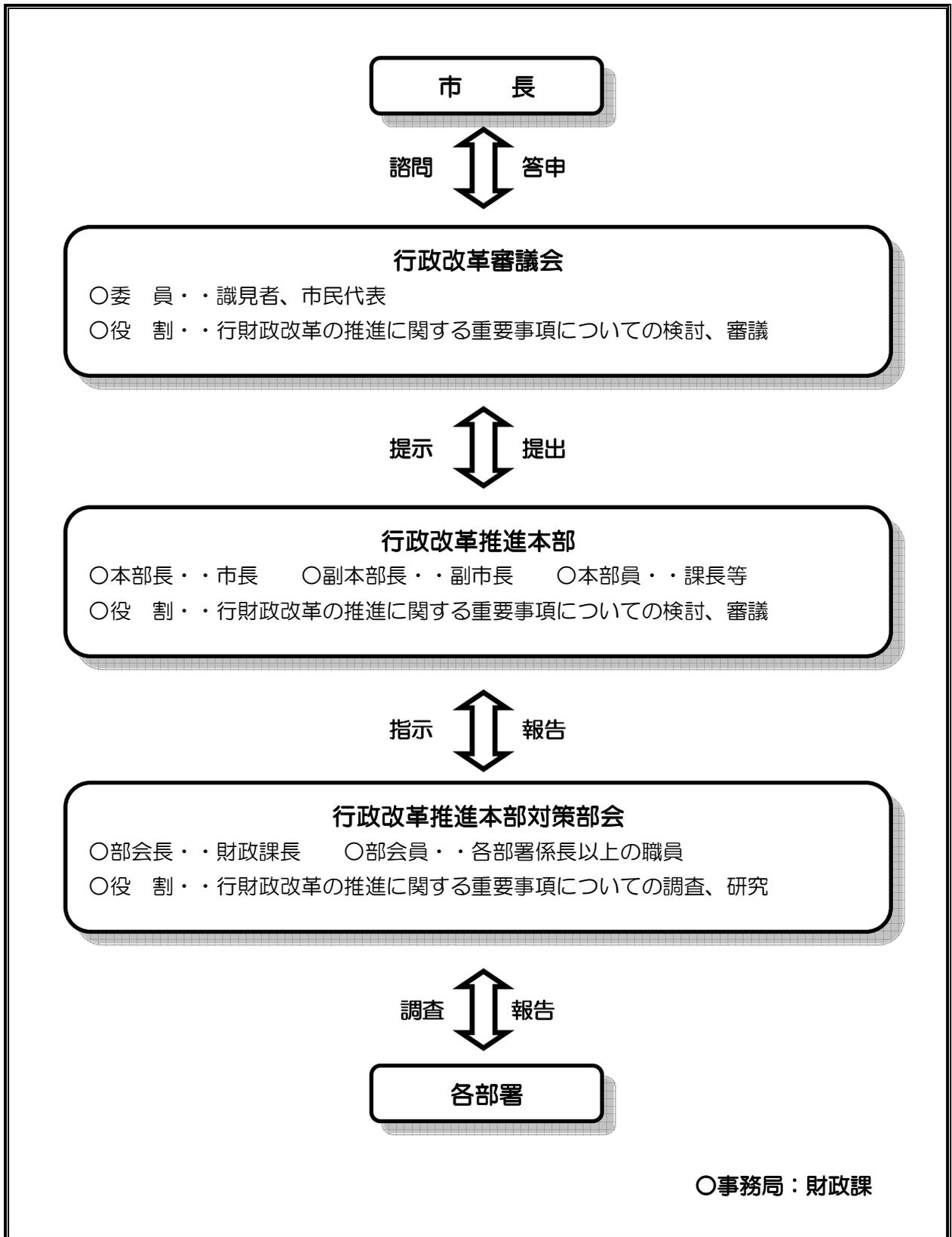
計画の策定にあたり、より多くの市民の幅広い意見を聴くため、市民意見公募手続（パブリックコメント）制度を活用し、第3期プラン素案に対する意見等の公募を実施しました。

(3) 庁内体制

「行政改革推進本部会議」、「行政改革推進本部会議対策部会」、「関係課会議」等の庁内組織を通して、第3期プランの策定にあたりました。

第8 参考資料

1. 第3期プラン策定体系



2. 豊後大野市行政改革審議会委員名簿

No.	氏 名	所 属・役 職 等
1	芦刈 憲司	豊後大野市商工会長〔副会長〕
2	阿南 静治	公募委員
3	川野 智子	女性団体推薦委員
4	河野八重子	女性団体推薦委員
5	神志那 正	豊後大野市自治会連合会会長
6	佐藤 勤也	公募委員
7	柴田 尚子	大分県豊肥振興局長
8	下田 栄進	公募委員
9	高木 高子	女性団体推薦委員
10	羽田野秋子	女性団体推薦委員
11	松隈 久昭	大分大学経済学部教授〔会 長〕
12	森迫喜代美	女性団体推薦委員

※記載は50音順

3. 条例関係

○ 豊後大野市行政改革審議会条例

平成 17 年 7 月 19 日条例第 278 号

改正 平成 18 年 3 月 31 日条例第 59 号

平成 23 年 3 月 22 日条例第 3 号

平成 24 年 3 月 28 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 市長の附属機関として、豊後大野市行政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、社会経済情勢の変化に対応した適正かつ効率的な市政を実現するための行財政改革の推進に関する重要事項について、調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第59号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第2号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○ 豊後大野市まちづくり基本条例

(抜粋 ①)

豊後大野市まちづくり基本条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨である住民自治と団体自治の考え方にに基づき、豊後大野市における自治の基本理念を明らかにするとともに、市民、市議会及び行政の役割、責務等の基本的事項を定めることにより、市民が主体の地方自治の実現と協働のまちづくりの推進を図ることを目的とします。

(最高の規範)

第2条 この条例は、市政の運営における最高の規範とします。

2 市は、他の条例、規則その他の規程等（以下「他の条例等」といいます。）の制定、改廃及びその解釈や運用に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図るものとします。

(基本理念)

第4条 まちづくりの主体は、市民であり、市民、市議会及び行政は、地域の個性及び自立性を尊重したまちづくりを推進します。

2 市議会及び行政は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実な市政の推進に努めます。

(基本原則)

第5条 市民、市議会及び行政は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。

(1) 情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有します。

(2) 参加の原則 参加により市政・まちづくりを行います。

(3) 協働の原則 協働により市政・まちづくりを行います。

(行政サービス提供の原則)

第13条 行政は、行政サービスに関する情報を解りやすく市民に公表し、公平で効率的な質の高い行政サービスの提供を図り、市民の満足度の向上に努めます。

○ 豊後大野市まちづくり基本条例

(抜粋 ②)

豊後大野市まちづくり基本条例

(基本構想や基本計画の位置付け等)

第14条 市は、総合的、計画的な市政運営を行うために、市の最上位計画として基本構想を定め、この実現のために基本計画を策定します。

2 基本構想や基本計画に基づいて策定される個別の計画は、基本構想や基本計画との整合性や連動が図られるものとします。

(協働のまちづくり)

第18条 行政は、市、市民の各主体が相互に連携、協力し合い、もって協働のまちづくりの推進が図られるよう、必要な支援等を行います。

2 行政は、協働のまちづくりの推進において、各主体が情報を共有し、意見交換をし、積極的な参加と意思形成が図られるよう、多様で開かれた場と機会の創設に努めます。

(自治体経営)

第19条 行政は、事業の実施に当たり、最小の経費で最大の成果を上げるように努め、地域における資源を最大限に活用した事業の戦略的な展開をすることにより、市民の満足度の向上を図り、成果重視の観点からの自治体運営を進めます。

2 市長は、健全な財政運営に努めることはもとより、市の財政、財務等に関する資料を作成し、市の経営状況を的確に解りやすく市民に公表します。

3 市長は、他の執行機関と連携し、各種行政サービスを受ける市民間の負担の適正化と社会資本整備等における世代間の負担の公平化を確保するよう、適切な財政政策を進めます。

(行政評価)

第27条 行政は、効果的で効率的な市政運営を進めるため、適切な目標設定に基づく行政評価を実施し、評価結果を施策等に反映させるとともに、行政評価に関する情報を解りやすく市民に公表します。

○ 豊後大野市財政運営の基本指針等に関する条例

(抜粋 ③)

豊後大野市財政運営の基本指針等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、豊後大野市まちづくり基本条例（平成24年豊後大野市条例第7号）に基づき、財政運営の基本指針等を定めることにより、健全で持続可能な財政運営の確立を図り、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

(財政運営の基本指針)

第2条 市の財政は、最小の経費で最大の成果を上げるように努め、選択と集中による重点的予算配分により、健全な運営を行わなければならない。

2 市の財政は、地方債を財源に充てる公共施設（公用又は公共の用に供するため市が設置する庁舎、学校、図書館、公民館、体育館その他の建築物（建築物に附帯する設備等を含む。）及び社会資本として市が整備する道路、河川、橋梁^{りょう}、上下水道、公園その他の工作物をいう。以下同じ。）の整備等の政策決定にあつては、その債務が現在及び次世代の負担であることを踏まえて、受益と負担の均衡を図ることにより規律をもって運営されなければならない。

3 市の財政は、市民へ財政に関する情報を公表することにより、透明性が確保されるよう運営されなければならない。

4. 用語の説明

■ あ行

依存財源（いぞんざいげん）⇔（対義語＝自主財源）

- …… 国や都道府県的意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入のこと。地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金等が該当する。

一本算定（いっぽんさんてい）⇔（対義語＝合併算定替） →（関連語＝段階的縮減）

- …… 市町村が合併した場合に、その合併後の市町村について普通地方交付税を算定すること。

NPO

- …… 民間非営利組織、利潤追求や利益配分を行わず、自主的・自発的に活動する組織・団体の総称。

■ か行

外部評価（がいぶひょうか）⇔（対義語＝内部評価） →（関連語＝行政評価）

- …… 政策、施策、事務事業に対する、外部有識者による評価。外部有識者の特性や専門性を十分に活用し、より効果の高い政策等に改善することを目的とする。

合併算定替（がっぺいさんていがえ）⇔（対義語＝一本算定） →（関連語＝段階的縮減）

- …… 合併後の一定期間、合併構成市町村が存在するものとみなし、普通地方交付税の合算額を保障する財政的な特例制度。

合併特例債（がっぺいとくれいさい）

- …… 合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う一定の事業に要する経費及び一定の基金の積立に要する経費について、合併年度及びこれに続く15年度に限り、地方債をもってその財源とすることができるもの。その内容は、充当率が事業費の95%、地方交付税算入率が70%で、他の地方債に比べ、有利な起債となっている。

基金（ききん）

- …… 地方公共団体が特定の目的のために、財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けた財産。

起債（きさい）

- …… 地方公共団体が地方債（資金の借入れ）を起こすこと。

義務的経費（ぎむてきけいひ）⇔（対義語＝任意的経費）

- …… 地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられた任意に削減できない経費。極めて硬直性の強い経費である。歳出のうち経常的経費とされているもののうち、とりわけ人件費、扶助費、公債費の3つが厳密な意味での義務的経費とされる。

行政財産（ぎょうせいざいさん）→（関連語 = 普通財産）

…… 地方公共団体において公用、もしくは公共用に供する財産をいう。特定の用途又は、目的のために管理されており、貸付・交換・売却・譲与などをしたり、私権を設定したりすることができないとされる。

行政評価（ぎょうせいひょうか）→（関連語 = 外部評価、内部評価）

…… 政策、施策、事務事業について、一定の基準や指標を持って、妥当性や達成度及び成果を判定すること。

協働（きょうどう）

…… 地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みをすること。

繰出金（くりだしきん）

…… 一般会計と特別会計、又は、特別会計相互間において、予算の相互充用のために支出される経費。なお、本市の場合、介護保険、後期高齢者医療、国民健康保険、簡易水道事業等の特別会計への繰出金が上位を占めている。

形式収支（けいしきしゅうし）

…… 現金主義の建前にたつて、当該年度に収入された現金と支出された現金の差額を表示したもので、単純に（歳入決算額－歳出決算額）によって求められた額をいう。

経常一般財源総額（けいじょういっばんざいげんそうがく）

…… 毎年度連続する収入財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用し得る収入の総額。具体的には、地方税、普通地方交付税、地方特例交付金をはじめとする各種交付金や、毎年度経常的に収入のある使用料、手数料、諸収入等のうち用途の特定されないものの総額。

経常経費充当一般財源（けいじょうけいひじゅうとういっばんざいげん）

…… 毎年度継続して経常的に支出される経費に充当された地方税、普通地方交付税、地方特例交付金をはじめとする各種交付金、毎年度経常的に収入のある使用料、手数料等。

経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

…… 人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に対し、地方税、地方交付税、地方譲与税をはじめとする経常一般財源収入がどの程度充当されているかによって、各自治体の財政構造の弾力化を判断するために用いられる指標。

（経常収支比率＝経常経費充当一般財源÷経常一般財源総額×100）

経常的経費（けいじょうてきけいひ）⇔（対義語 = 臨時的経費）

…… 毎年度継続して経常的に支出される経費。一般的には、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費が該当する。

公債費（こうさいひ）

…… 地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額。公債費は、人件費、扶助費とともに義務的経費であるが、それらと違い、過去の債務の支払いに要する経費である。

■ さ行

財政調整基金（ざいせいちょうせいききん）

- …… 地方公共団体における年度間の財源不足を調整するために積み立てられる基金。

シーリング

- …… 予算編成において、これ以上は要求出来ないという概算要求の限度。

自主財源（じしゅざいげん）⇔（対義語 = 依存財源）

- …… 地方公共団体が自主的に収入することができる財源。具体的には、市税、使用料、手数料、財産収入、繰入金、繰越金や諸収入等が該当する。

受益者負担（じゅえきしゃふたん）

- …… 特定の事業により、特にその利益を受けるもの（受益者）が、その利益に応じ、原則としてその経費を負担すること。

職務給の原則（しょくむきゅうのげんそく）

- …… 給与は、担当職務・責任・能力・努力・成果に応じて、個別に決定されなければならないとする考え方。

人件費（じんけんひ）

- …… 報酬、給料、職員手当、共済費、恩給及び退職年金等、一定の勤務に対する対価、報酬として当該の地方公共団体から支払われる一切の経費。

スクラップ・アンド・ビルド

- …… 部門や事業を新設する際に、それに相応する部門や事業を廃止することで、組織の肥大化を抑制する手法。

選択と集中（せんたくとしゅうちゅう）

- …… 真に必要な施策や事業を明確にし、経営の資源（経費、職員）を集中的に投下する戦略。

■ た行

退職勧奨（たいしょくかんしょう）

- …… 一般的に、事業所における使用者が労働者に退職の誘引をすること。解雇が使用者からの一方的な雇用契約の解除であるのに対し、使用者の契約解除の申し込みに労働者が応じる合意退職である。

段階的縮減（だんかいてきしゅくげん）→（関連語 = 合併算定替、一本算定）

- …… 合併市の普通地方交付税について、一本算定に移行するまでの5年間、合併算定替の適用率を激変緩和措置として段階的に縮減すること。その率は、合併算定替期間中を10割とした場合、9割、7割、5割、3割、1割と縮減される。

地方公営企業法の全部適用（ちほうこうえいきぎょうほうのぜんぶてきよう）

- …… 地方公共団体が、公共の福祉増進のために経営する企業のうち、病院、水道、電気、ガス等の事業に対して地方公営企業法を適用すること。病院事業に地方公営企業法の全部を適用した場合、病院事業管理者を責任者として、予算の策定や運営等について病院内で完結でき、人事権においては、病院独自で採用を行なうことができるほか、病院内の人事異動や組織改編は事業管理者の権限で自由に行うことができるため、自主性の高い経営が可能になるといわれている。

地方債（ちほうさい）

- …… 地方公共団体が資金の借入れによって負う債務で、その返済が一会計年度を超えるもの。

投資的経費（とうしてきけいひ）

- …… 歳出のうち、その支出が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るもの。一般に、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費の合計をいう。

特定財源（とくていざいげん）⇔（対義語 = 一般財源）

- …… 財源の用途が特定されているもの。特定財源に分類されるものとしては、国・県支出金、地方債、分担金、負担金等が代表的なものである。

■ な行

内部評価（ないぶひょうか）⇔（対義語 = 外部評価）

→（関連語 = 行政評価）

- …… 政策、施策、事務事業による行政評価を組織内部により実施すること。

任意的経費（にんいてきけいひ）⇔（対義語 = 義務的経費）

- …… 地方公共団体が任意に支出することができる経費。義務的経費とは異なり、団体の意思によって削減できる要素を持つ経費である。

■ は行

パートナーシップ

- …… 市民等と行政が、対等の立場で協力、連携し、役割や責任を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。

PDCAサイクル

- …… Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善・見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するための手法。

扶助費（ふじょひ）

- …… 社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障害者等に対し、その生活を維持するために支出される経費。

普通建設事業費（ふつうけんせつじぎょうひ）

- …… 公共用又は、公用施設の新増設等の建設事業に要する経費のこと。具体的には、道路、橋りょう、河川、消防設備、学校、公営住宅等の公共用施設等の新設、増設、改良事業費や不動産取得等が該当する。

普通財産（ふつうざいさん）→（関連語 = 行政財産）

- …… 公有財産のうち、行政財産以外の一切の財産。特定の用途又は、目的をもち、貸付・交換・売却・譲与などをしたり、私権を設定したりすることができる。

普通地方交付税（ふつうちほうこうふぜい）

- …… 基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その不足額分として国が交付する税。

物件費（ぶっけんひ）

- …… 経費の性質別区分の1つとして、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。物件費に含まれるものは、賃金、旅費、交際費、需用費、役務費の一部、委託料の一部、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費である。

ふるさと納税（ふるさとのうぜい）

- …… ふるさと（自分が貢献したいと思う都道府県・市区町村）への寄付金のことで、個人が2,000円を超える寄付を行った場合、住民税と所得税から一定の控除を受けることができる制度。

補助費等（ほじょひとう）

- …… 歳出の性質別区分の1つである。補助費等は、報償費、役務費の一部、委託料の一部、負担金・補助及び交付金等が該当する。

■ ら行

臨時的経費（りんじてきけいひ） ⇔（対義語 = 経常的経費）

- …… 一時的、偶発的な行政需要に対応して支出される経費及び支出の方法に規則性の無い経費をいう。臨時的経費は、財源の変動に応じて支出を調節することが比較的容易な経費であるといえる。

